

# 平成28年度 山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】 (2次募集) 募集要項

山形県の産業界の将来を担う若者の県内回帰・定着を促進するため、卒業後に一定の要件を満たして県内の産業界に就業・定着した場合に、県と産業団体等が連携して奨学金の返還を支援する対象となる学生を募集します。

## 1 募集対象者

次の各号の要件の全てに該当する者を募集対象者とします。

- (1) 県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業した者※
- (2) 申請時において、日本国内に所在する次に掲げる高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学中であり、かつ、大学等卒業後の就業先が決定していない者

ア 大学院の修士課程
イ 大学の第2学年以上
ウ 高等専門学校第5学年及び専攻科※
エ 短期大学（県内に所在するものに限る。）の第2学年
オ 専修学校専門課程（県内に所在するものに限る。）の第2学年以上

※（2）のウの高等専門学校の在学者の場合は、（1）の要件については、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者も含む。

- (3) 別表1に掲げる奨学金（以下「助成対象奨学金」という。）の貸与を受けている者
- (4) 大学等卒業後6か月以内に、別表2の産業分野（以下「助成対象分野」という。）ごとに記載のある事業者（以下「指定就業先」という。）に就業することを希望し、かつ3年間以上継続して就業する見込みの者（但し、パート・アルバイト等臨時的・期間的な就業の者及び医師・看護師・介護福祉士・保育士又は公務員として就業する者を除く。）
- (5) 大学等卒業後6か月以内に山形県内に居住し、かつ、3年間以上継続する見込みの者

なお、山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】又は【市町村連携枠】で助成候補者の認定を受けている方及び認定申請中の方、並びに、その他の支援制度等で助成対象奨学金の返還支援を受ける予定の方は、この事業に応募することはできません。

募集対象者の要件に合致しないことが、認定後に判明した場合は、認定は取消となります。

## 2 募集人数 3人

## 3 募集期間及び応募方法

### (1) 募集期間

平成29年6月12日(月)から平成29年9月15日(金)17時(必着)まで

※早めに募集定員に達した場合、上記の終了日以前に募集を終了する場合があります。

### (2) 応募先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県商工労働部産業政策課地域産業振興室

（持参または郵送により（3）の応募書類を提出してください。）

### (3) 応募書類

次に掲げる書類を各2部（原本及び写し）提出してください。応募書類は返却しません。

- ア 助成候補者認定申請書（別紙様式 1）
- イ 助成候補者エントリーシート（別紙様式 2）
- ウ 大学等の在学状況を証明する書類（在学証明書、学生証の写し等）
- エ 助成対象奨学金の貸与を証明する書類（貸与決定の通知書、奨学生証の写し等）

#### 4 助成候補者の認定

県が、応募書類を審査の上、助成候補者を認定し、文書により通知します。

審査は、応募書類の受付順に行い、適当と認められる場合は、助成候補者に認定します。

審査の結果、不適当となった場合には、助成候補者に認定されない場合があります。

また、選考にあたっては、申請書類を指定就業先の事業者に示して、意見を求める場合があります。本事業に申請した者は、このことを了承したものとみなします。

※助成候補者の認定は、就業先の決定ではありません。就業は、事業者の採用選考等により決定となります。

#### 5 助成候補者の責務及び認定の取消し

助成候補者は、認定を受けた助成対象分野の指定事業者が人材採用のために実施する広報活動（企業説明会等）及び選考活動（採用試験、面接等）に積極的に参加することとします。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- ア 奨学金の貸与が取り消された場合
- イ 奨学金の返還が免除された場合
- ウ 助成候補者がその認定を辞退する場合
- エ 助成候補者が、認定を受けた助成対象分野の指定事業者が実施する選考活動に、正当な理由なく参加しなかった場合（指定事業者による選考活動が行われなかった場合及び指定事業者側の都合により参加できなかった場合等、助成候補者の責に帰すべきではない事由で参加できなかった場合を除く。）
- オ 大学等卒業後 6 か月以内に県内に居住を開始しなかった場合
- カ 県内に居住後 3 年以内に県外へ転出した場合（就業先の事業者の人員配置等の都合により転出する場合で、将来的に県内に戻ることが予定されている場合を除く。）
- キ 大学等卒業後 6 か月以内に県内の助成対象分野に就業しなかった場合
- ク 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）により離職した場合
- ケ 自己都合以外の理由による離職後、1 2 か月以内に県内の助成対象分野に就業しなかった場合
- コ 卒業後に就業するまでの期間及びいったん就業した後、自己都合以外の理由又は病気、けが等やむを得ない事情により離職している期間が、通算して 1 2 か月を超えた場合

#### 6 助成方法

##### (1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後 6 か月以内に県内に居住・就業し、かつ、県内の助成対象分野に通算して 3 年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

##### (2) 返還支援額

返 還 支 援 額	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 8 年 4 月 1 日以降に助成対象奨学金の貸与を受けた月数に 2 万 6 千円を乗じた額を上限に支援します。 (千円未満の端数は切り捨てます。)</li> <li>・複数の奨学金の貸与を受けている場合でも、助成対象奨学金はそのうち一つの奨学金とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の交付申請時点で、助成対象奨学金の返還残額（有利子貸与の奨学金の場合は利子分を除く。）が左記の返還支援額を超えない場合は、返還残額を上限とします。※</li> <li>・返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とします。</li> </ul>

※交付申請時までに奨学金の繰上返還を行った場合等、返還支援額が減額になる場合があります。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり助成対象奨学金の貸与機関に支払います。助成対象者本人に対する支払いは行いません。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

ア 奨学金の返還が免除された場合

イ 助成対象者の認定申請時点で、奨学金返還を延滞している場合

## 7 助成候補者認定後の手続

(1) 大学等就学中の手続

次の①又は②に該当した場合、その事実が発生してから3か月以内に、それぞれ必要な書類を県に提出してください。

① 氏名・住所・連絡先、就学先又は助成対象奨学金の内容が変更になった場合の提出書類

ア 状況報告書（別紙様式3）

イ 変更後の状況を証明する書類（学生証、奨学金の変更通知等）の写し

② 大学等卒業後、更に進学した場合の提出書類

ア 在学期間延長承認申請書（別紙様式4）

イ 大学等の卒業証明書及び進学先の在学証明書（両方）

(4) 大学等卒業後、就業した場合の手続

就業後、年度ごとにそれぞれ以下のとおり書類を県に提出してください。

①提出書類

【就業開始年度】

ア 助成候補者就業状況等報告書（別紙様式5）

イ 在職証明書

ウ 住民票の写し

エ 助成対象奨学金の返還条件を確認できる書類（貸与奨学金返還確認票等）の写し

【2年目及び3年目】

ア 助成候補者就業状況等報告書（別紙様式5）

イ 奨学金の返還状況を確認できる書類（奨学金返還証明書等）の写し

ウ 前年の確定申告書の写し（個人事業主として就業した場合のみ）

【就業期間が通算して3年を経過した時点】

ア 助成対象者認定申請書（様式は別途通知します。）

イ 在職証明書（3年間の就業期間及び就業地が確認できるもの）

ウ 住民票の写し

エ 奨学金の返還状況を確認できる書類（奨学金返還証明書等）の写し

②提出時期

ア 就業開始年度・・・就業後3か月以内

イ 2年目及び3年目・・・毎年9月30日まで

ウ 就業後3年を経過した時点・・・3年経過後3か月以内

※ これらの必要な手続を行わない場合、助成金が交付できなくなる場合があります。

なお、やむを得ない事情により期限内に手続ができない場合や提出不可能な書類がある場合は、県の担当窓口にご相談してください。

## 8 問合せ窓口

山形県商工労働部 産業政策課 地域産業振興室

電話番号 023-630-2360

## 別表 1

### 助成対象奨学金

独立行政法人日本学生支援機構が所管する奨学金	日本学生支援機構第一種奨学金 日本学生支援機構第二種奨学金
県内市町村が所管する奨学金	米沢市有為会奨学金、鶴岡市育英奨学金、上山市奨学金、長井教育会奨学金、東根育英会育英資金 河北町育英会奨学金、西川町育英奨学金、朝日町奨学金、大江町ふるさと奨学金、金山町育英会奨学金 最上町教育振興修学資金、最上町あすなろ修学資金、大場育英基金、舟形町教育振興修学資金 真室川町教育振興修学資金、大蔵村奨学金、鮭川村教育振興修学資金、戸沢村教育振興修学資金、飯豊町奨学資金

## 別表 2

### 助成対象分野及び指定就業先

	助成対象分野	指定就業先	指定就業先の事業概要	各事業者の採用予定人数(A)	指定就業先の求める人材	助成候補者募集人数
ア	測量・設計関連	(株)三和技術コンサルタント (村山市楯岡二日町7-21)	測量、土木設計、建築設計、用地調査補償、電気通信設計 [URL] <a href="http://www.sanwa-consul.co.jp">http://www.sanwa-consul.co.jp</a>	2人	・土木設計又は建築設計に関係の分野を専攻する学生	2人
		山形県土地改良事業団体連合会 (山形市松栄1-7-48)	農業生産基盤と農村の生活環境に関する企画、調査、測量、設計など [URL] <a href="http://www.sanae.or.jp">http://www.sanae.or.jp</a>	1人	・農学系(水土環境科学)又は工学系(土木、環境、建設工学等)ほか理工系の学生	
イ	航空機関連	(株)スガサワ (寒河江市中央工業団地160-2)	航空機器関連、油圧機器、ディーゼルエンジン機器等製造 [URL] <a href="http://www.sugasawa.com">http://www.sugasawa.com</a>	1人	・ものづくりに興味のある方 ・卒業までに普通自動車免許取得(通勤のため)	1人

・各事業者の採用予定人数(A)は、各事業者が本事業により採用する人数(最大)であり、当該事業者が採用する人材の数とは一致しない場合があります。

山形県知事 殿

山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【産業団体等連携枠】

平成 28 年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】（2 次募集）  
募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな氏名	Ⓜ		
	生年月日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
	メールアドレス			
保護者 ※申請者が20歳以上の場合は記載不要	ふりがな氏名	Ⓜ		
	住所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
就学先 (大学等)	名称	(学校名) (学部・学科等)		
	所在地	〒		
	卒業予定年月	平成 年 月		
助成対象 奨学金	奨学金の名称			
	貸与月額	毎月 円		
	助成対象期間	平成 年 月～平成 年 月まで か月 ※平成 28 年 4 月以降の貸与期間		
	貸与総額	円 ※貸与月額×上記の貸与月数		
就業希望分野 (ア・イのどちらかを○で囲む。)	ア 測量・設計関連分野      イ 航空機関連分野			
申請者本人の同意・確認欄 (申請情報の活用及び採用活動参加の同意及び他の返還支援を受ける予定がないことの確認)	<p>1 私は、本事業の募集要項に記載された指定就業先に私の申請内容に関する情報を提供することに同意します。 また、助成候補者に認定された場合は、山形県や指定就業先から就職関係情報の提供を受けるとともに、指定就業先の事業者が実施する人材採用のための活動に積極的に参加します。</p> <p>2 私は、山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】又は【市町村連携枠】で助成候補者の認定、あるいは、その他の支援制度等による助成対象奨学金の返還支援を受ける予定の者ではありません。</p> <p>平成 年 月 日 (申請者氏名自署)</p>			
保護者の同意欄	<p>(保護者氏名自署)</p> <p style="text-align: right;">※申請者が 20 歳以上の場合は記載不要</p>			

## 別紙様式 2

## 助成候補者エントリーシート

氏 名
住 所
出身 (学校名) 高等学校 (学科名) (卒業年月) 平成 年 月
卒業後に居住予定の山形県内の市町村または出身市町村 (市・町・村)
1 助成対象分野への就業を希望する理由
(理由)
2 希望する業種及び職種、就業場所
(業種)
(職種)
(就業場所)
3 大学等での主な専攻・研究等の内容
4 自己アピール等 (指定就業先の求める資格・履修科目への対応状況、特技、その他)

※記入欄の大きさは適宜調整可。ただし、全体でA4判1枚以内に収めること

平成 年 月 日

山形県知事 殿

氏名

㊟

状況報告書【産業団体等連携枠】

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】（2次募集）  
募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

	変更				
助成候補者		ふりがな 氏名			
		生年月日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		住所	〒		
		電話番号	自宅		携帯
		メールアドレス			
保護者 ※申請者が20歳 以上の場合は 記載不要		ふりがな 氏名	㊟		
		住所	〒		
		電話番号	自宅		携帯
就学先 (大学等)		名称	(学校名) (学部・学科等)		
		所在地	〒		
		卒業予定年月	平成 年 月		
助成対象 奨学金		奨学金の名称			
		貸与月額	毎月 円		
		助成対象期間	平成 年 月～平成 年 月まで か月 ※平成28年4月以降の貸与期間		
		貸与総額	円 ※貸与月額×上記の貸与月数		

- ・助成候補者の氏名及び住所は必ず記載し、それ以外の項目は、変更のあった項目のみの記載で可
- ・「変更」の欄は、変更のあった項目に「○」を記入すること
- ・変更後の状況を証明する書類（学生証、奨学金の変更通知等）の写しを添付すること

平成 年 月 日

山形県知事 殿

氏名 ㊟

## 在学期間延長承認申請書【産業団体等連携枠】

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】（2次募集）募集要項の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

助成候補者	ふりがな氏名				
	生年月日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
	メールアドレス				
保護者 ※申請者が20歳以上の場合は記載不要	ふりがな氏名	㊟			
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
卒業大学等	名称	(学校名) (学部・学科等)			
	所在地	〒			
	卒業年月	平成 年 月			
進学大学等	名称	(学校名) (学部・学科等)			
	所在地	〒			
	卒業予定年月	平成 年 月			
助成対象 奨学金 ※助成候補者認定申請書又は状況報告書（変更があった場合）で記載した内容	奨学金の名称				
	貸与月額	毎月 円			
	助成対象期間	平成 年 月～平成 年 月まで か月 ※平成28年4月以降の貸与期間			
	貸与総額	円 ※貸与月額×上記の貸与月数			

・大学等の卒業証明書及び進学先の在学証明書(両方)を添付すること

山形県知事 殿

氏名 ㊟

平成 28 年度山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者就業状況等報告書  
【産業団体等連携枠】

平成 28 年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】（2次募集）  
募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

助成候補者	ふりがな 氏名					
	生年月日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
	住所	〒				
	電話番号	自宅		携帯		
就業先	就業先 名称					
	所在地	〒				
	就業開始年月	平成 年 月				
	主な事業内容					
助成対象 奨学金 ※助成候補者認定申請書又は状況報告書（変更があった場合）で申告した内容	奨学金の名称					
	貸与月額	毎月	円			
	助成対象期間	平成 年 月～平成 年 月まで	○か月 ※平成 28 年 4 月以降の貸与期間			
	貸与総額	円 ※貸与月額×上記の貸与月数				
就業分野 (○で囲む)	ア 測量・設計関連分野                      イ 航空機関連分野					
指定就業先の 選考活動への 参加状況 ※指定就業先に 就業した方は 記入不要	(参加した 場合)	参加年月日	平成 年 月 日			
		指定就業先	事業者名			
			所在地	市・町・村 ※主たる事業所の所在市町村		
	選考活動の内容					
(不参加の場合) 不参加の理由						

【就業開始年度の場合】

- ・ 在職証明書（就業先の事業者が発行したもの）、住民票の写し及び助成対象奨学金の返還条件を確認できる書類（貸与奨学金返還確認票等）の写しを添付すること

【就業 2 年目及び 3 年目の場合】

- ・ 奨学金の返還状況を確認できる書類（奨学金返還証明書等）の写しを添付すること
- ・ 個人事業主として就業した者は、前年の確定申告書の写しを添付すること